

議案第 5 6 号

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年白岡町条例第 5 号）の一部を次のように改める。

別表いじめ防止対策推進委員会の部中「いじめ防止対策推進委員会」を「いじめ防止対策推進委員会（定例会）」に改め、同部の次に次のように加える。

いじめ防止対策推進委員会 （臨時会）	委員長	日額 22,000	1日 1,300
	副委員長	日額 20,000	
	委員	日額 20,000	

別表いじめ問題再調査委員会の部中「9,200」を「22,000」に、「8,600」を「20,000」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の別表いじめ防止対策推進委員会（臨時会）の部の規定は、令和 4 年 8 月 1 日から適用する。

令和 4 年 8 月 2 5 日提出

白岡市長 藤井 栄一郎

提 案 理 由

いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項に規定する重大事態が発生した際に調査を実施するいじめ防止対策推進委員会委員及び同法第 30 条第 2 項の規定により調査を実施するいじめ問題再調査委員会委員の報酬額について、当該特別職の職務の内容及び責任に応じた額に改めるため、本条例改正の必要を認め、この案を提出するものである。